

○ 財務省告示第 5 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 15 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 12 日

財務大臣臨時代理

国務大臣 松本 剛明

- |   |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
| 1 | 名称及び記号                        | 利付国庫債券（20 年）（第 186 回）  |
| 2 | 発行の根拠法律<br>及びその条項             | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条<br>第 1 項並びに特別会計に関する法律<br>（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1<br>項、第 47 条第 1 項及び第 62 条第 1 項  |
| 3 | 振替法の適用等                       | 社債、株式等の振替に関する法律（平<br>成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」<br>という。）の規定の適用を受けるもの<br>とし、その振替機関は日本銀行とする。   |
| 4 | 発行方法                          | 価格を競争に付して行われる入札（以<br>下「価格競争入札」という。）による<br>発行（以下「価格競争入札発行」とい<br>う。）及び価格競争入札と同時に行わ<br>れる入札であって、財務大臣が各国債<br>市場特別参加者ごとに応募限度額を定<br>めるものによる発行（以下「国債市場<br>特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」<br>という。） |
| 5 | 募入決定の方法                       |  |
|   | (1) 価格競争入<br>札発行              | 各申込みのうち応募価格の高いものか<br>らその応募額を順次割り当てる。   |
|   | (2) 国債市場特<br>別参加者・<br>第 I 非価格 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度<br>額の範囲内において各申込みの応募額<br>を割り当てる。  |

競争入札発行

6 発行額

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| (1) 価格競争入札発行                | 額面金額で 975,200,000,000 円<br>うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 682,515,450,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 131,616,250,000 円、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 115,666,000,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 45,402,300,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 224,400,000,000 円   |

7 払込金額

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 価格競争入札発行                | 988,029,300,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 | 227,362,080,000 円 |

8 最低額面金額 50,000 円

9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和5年12月15日
11	発行価格	
	(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき100円50銭以上のそれぞれの応募価格
	(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	額面金額100円につき101円32銭
12	利率	年1.5%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。  $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{86}{365}$
14	初期利子	令和6年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。  $\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$
15	第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和25年9月20日

17 償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和 5 年 12 月 15 日